

役員報酬規程

社会福祉法人 福桜会

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福桜会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、退任退職金、交通費について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事、監事、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

第2章 報酬等

(報酬)

第3条 理事長に対する報酬月額は、別表1の金額を上限とする。

2 役員が理事会、評議員会、及び評議員選任・解任委員会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、別表2のとおり日当を当日現金にて支払う。

(理事長報酬の支払方法)

第4条 理事長報酬の支払方法は、次のとおりとする。翌月15日（当日が土・日曜日の場合その前日）に金融機関の口座に振り込む方法にて支払う。

(交通費)

第5条 役員が理事会、評議員会及び評議員選任・解任委員会への出席時の交通費は別表3のとおり当日現金にて支払う。

2 監事が法人の指導又は監査の業務にあたった場合も同様に支給する。

3 職員と兼務する役員はこの規程は適用しない。

第3章 理事長退任退職金

(金額の算定)

第6条 退任退職金の金額は報酬月額を上限に、在任年数を乗じた金額とする。尚、1年未満は1年とする。

2 1の算定額他に在任中の功労、特別の事情により特別加算金を支給する。

(支給の方法)

第7条 退任退職金は、退任した翌日から30日以内に金融機関の口座に振り込む方法にて支払う。

(退任退職金の受取人)

第8条 この規程による退任退職金は本人に支給するものとする。

2 死亡退職の場合は遺言によって受取人の指定がある場合はこれに従うものとする。指定が無い場合は支給順位により支給する。

3 この規程を執行する必要がある場合には評議員、理事会の議決を経なければならない。

(改正)

第9条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人福桜会理事会及び評議員会の議決を経なければならない。

附則

この規程は平成22年 4月 1日より適用する。

この規程は平成26年 4月 1日より適用する。

この規程は平成28年11月 1日より適用する。

この規程は平成29年 3月17日より適用する。

別表1（第3条関係）

理事長報酬表

対象者	支給額（月額）
理事長	600,000円

別表2（第3条2項関係）

役員日当報酬表

対象者	時間	支給額
理事	1日 4時間未満	5,000円
	4時間以上	10,000円
監事	1日 4時間未満	5,000円
	4時間以上	10,000円
評議員	1日 4時間未満	5,000円
	4時間以上	10,000円
評議員選任・解任委員	1日 4時間未満	5,000円
	4時間以上	10,000円

別表3（第5条関係）

交通費

対象者	支給額
理事	2,000円
監事	2,000円
評議員	2,000円
評議員選任・解任委員	2,000円